

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、波佐見町(以下「町」という。)が発注する建設工事請負契約(以下「当該工事契約」という。)に基づく工事請負代金債権について、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、長崎県建設工事標準請負契約書(平成16年長崎県告示第167号。以下「契約書」という。)第5条第1項ただし書きの規定により債権譲渡の承諾をする場合についての取扱を定めるものである。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、請負金額1,000万円以上で、かつ次の各号の要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 前金払を受けていない工事又は前金払を受けている場合で出来高が支払済みの前払金額以上の工事、若しくは契約書第31条第2項の規定に基づく検査(以下「工事完成検査」という。)に合格した工事
 - (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度に亘る工事にあつては、次のアまたはイに該当する工事
 - ア 債務負担行為に係る工事(以下「債務負担工事」という。)にあつては、前号の規定中「出来高」とあるの「当該会計年度の出来高予定額に対する出来高」と読み替えて適用する。ただし、2年度以降は各会計年度毎に前会計年度の出来高予定額以上の出来高であることを要件とする。
 - イ 前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - (3) 履行保証を付したもののうち、役務保証を必要としない工事
 - (4) 請負者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事
- 2 前項以外の工事にかかる債権譲渡は、原則として認めない。ただし、町において真に必要と判断されるものについてはこの限りではない。

(譲渡債権の範囲)

- 第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び当該工事契約により発生する町の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事契約により発生する違約金等の町の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 2 譲渡される債権は、契約変更により請負代金額(債務負担工事にあつては出来高予定額)の増減が生じた場合には連動して増減するものとする。
 - 3 債権譲渡の承諾は1請負契約について1回とする。ただし、債務負担工事にあつては、各会計年度の出来高予定額について1回とする。

(譲渡人)

第4条 債権譲渡人(以下「譲渡人」という。)は、町と契約を締結した中小・中堅建設業者である元請企業とする。ただし、構成員の中に大企業が含まれる建設共同企業体(以下「JV」という。)は元請企業の範囲外とする。

(譲受人)

第5条 債権譲受人(以下「譲受人」という。)は、次に掲げる者に限る。

- (1) 中小企業等協同組合法第3条に定める事業協同組合(事業協同組合連合会を含む。)であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業等を行う者
- (2) 長崎県財務規則第115条ただし書きの規定により知事が別に定める銀行その他の金融機関等及び信用保証協会(以下「金融機関等」という。)。ただし、信用保証協会の事務手続は知事が別に定める銀行その他の取扱金融機関等が代理して行う。

(債権譲渡承諾の手続き)

第6条 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は次に掲げる書類を町に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式1-1又は1-2) 1通
 - (2) 債権譲渡契約証書の写し(任意様式。調印済みのもの) 1通
 - (3) 下請人保護に関する特約条項(様式3-1 調印済みのもの) 1通
※前号の債権譲渡契約証書に下請保護(第9条第1項第1号)に定める措置が講じられていない場合のみ必要。
 - (4) 保険会社又は保証会社の必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通
 - (5) 下請負人等不存在確認書(様式4、譲渡人、譲受人の連盟によるもの) 1通
※工事完成検査後における承諾申請であり、かつ下請負人が存在しない場合のみ必要。
- 2 第5条に定める譲受人のうち、長崎県建設工業協同組合以外の者に対する債権譲渡を行う場合にあつては、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、債権譲渡承認申請を行う年度において、既に町に提出されている者がある場合は省略できる。
- (1) 発行日から3ヵ月以内の譲受人の印鑑証明書 1通
 - (2) 譲受人の法人登記簿の写し及び行っている事業に関する規約等

(債権譲渡の承諾)

第7条 債権譲渡の承諾は、前条第1項に基づく適正な債権譲渡承諾申請書等の提出を受けた後、申請書類の確認を行い、確認が得られたときに限り確定日付を記載した債券譲渡承諾書(様式2-1又は2-2)を譲渡人及び譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。この際、債権譲渡整理簿(様式9)に必要事項を記載し、保管するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式1-1又は1-2) 1通
 - ア 本要領に定める様式を使用していること。
 - イ JV案件の場合、JVの名称、JVの代表構成員及びその他の構成員全員の住所、氏名の記載があること。また、JVの構成員に大企業が含まれていないこと。
 - ウ 次の内容が契約書と一致していること。
工事件名、工事場所、請負金額(債務負担工事にあつては出来高予定額)、工期、契約締結日、譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名、使用印
 - エ 支払済の前払金額及び部分払額に誤りがなく、債権譲渡額(申請時時点)が当該工事契約に基づき譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - オ 譲受人に対し、口頭、電話等により債権譲渡承諾申請に関し、直接意思確認が得られること。
- (2) 債権譲渡契約証書の写し(任意様式。調印済みのもの) 1通
 - ア (1)のウに関する記載事項が一致しているか。
 - イ 下請負人が存在する場合において、第10条第1項に定める措置が講じられていること。また講じられ

ていない場合は、「下請負人保護に関する特約条項」が添付されていること。

(3) 下請負人等不存在確認書

現場監督職員及び施行体制台帳(対象額以上の工事に限る)の確認により、下請負人等が明らかに存在しないこと。

(4) 印鑑証明書(長崎県建設工業協同組合以外の事業協同組合のみ)

債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡契約証書(写)記載の所在地、名称、代表者及び使用した印が、印鑑証明書と一致していること。

2 前項に定めるほか、次に掲げる事項について確認が得られたときに限り承諾するものとする。

(1) 譲渡人の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がないものであること。

(2) 譲受人が、承諾するに足りる事業協同組合等又は金融機関等であること。

3 第1項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後1週間以内に行うものとする。ただし、工事完成検査合格後における申請に対する承諾は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後速やかに行うものとする。

4 町は、第1項の規定により承諾を行ったときは関係書類を契約関係図書に綴じるものとする。

5 債権譲渡の承諾後の部分払について、譲渡人は請求することはできないが、譲受人は請求することができる。

6 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行ってはならない。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 第5条に定める債権譲渡承諾申請書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾申請書等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、町は譲渡人及び譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した通知書(様式5)を交付するものとする。

(下請保護)

第9条 債権譲渡の承諾を行うに当たり、下請保護の観点から、債権譲渡契約証書締結時において、次に掲げる譲渡人倒産時におけるいずれかの特約を講じるものとする。なお、譲渡人の倒産時等の下請保護に関しては、譲渡人及び譲受人が責任をもって行うこととし、町は関与しない。

ア 譲渡人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、譲受人は、譲受人が町から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、譲渡人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約。なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法を勘案して譲渡人と譲受人の間で任意に定めるものとし、町は関与しない。

イ 譲渡人の倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、譲受人は、譲受人が町から受け取る当該工事請負代金額から譲渡人への貸付金等を精算の上、残余の部分を譲渡人に代わって下請負人等に支払う旨の特約。ただし、譲受人が長崎県建設工業協同組合の場合は、同組織の事務体制にかんがみ、当分の間は、譲受人が町から受け取る当該工事請負代金額から譲渡人への貸付金等を精算の上、譲渡人の倒産による任意整理において、残余の部分を長崎県建設工業協同組合が譲渡人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払う旨の特約についても、認めるものとする。

(2) 譲渡人は、下請負人が存在する場合においては、次に掲げる様式を提出すること。

ア 譲受人から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への「代金支払状

況・支払計画書」(様式6)(以下「支払計画書」という。)を譲受人に提出すること。

- イ 譲受人が長崎県建設工業協同組合の場合で、前号ただし書きを適用する場合は、「誓約書」(様式6-2)を併せて提出すること。
- 2 前項の下請保護方策にかかる下請負人等の範囲は、請負者が債権譲渡承諾申請に係る契約を履行するために使用する下請負人(請負者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない)及び資材を提供する資材業者(請負者と直接の契約関係を有する者であって法人個人を問わない。)とする。

(被担保債権)

第10条 債権譲渡は、将来譲渡人と譲受人との間で締結する金銭消費貸借契約等(工事請負契約を履行するための運転資金確保等のために行うもの。)に基づいて譲受人が譲渡人に対して取得する債権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

(融資時の出来高確認)

第11条 融資時における譲渡債権担保価値の査定は、譲受人において行うこと。

- 2 譲受人において出来高確認を行うにあたり、現場確認の必要がある場合は、譲受人は、工事出来高確認協力依頼書(様式7)を町に提出するものとする。
- 3 町は、前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(融資実行の通知)

第12条 譲渡人及び譲受人は、第6条第1項の承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて、町に融資実行報告書(様式8)を提出する。

なお、下請負人が存在する場合においては第8条第1項第2号の支払計画書の写しを添付する。ただし、下請セーフティネット債務保証事業を活用した債権譲渡にかかる融資については、当該支払計画書の写しの提出は必要ない。

- 2 前項のほか、当該工事契約に変更が生じた場合は、譲渡人は、遅滞なく譲受人に変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 町は、融資実行報告書を受領した場合は、以降の工事請負代金の支払を譲受人が指定した口座に行うものとする。

(完成払)

第13条 完成払の請求にあたっては、譲渡人において町に工事完成通知書に工事記録等を添えて提出し、完成検査を受け、工事完成確認書を受領した後でなければ行うことはできない。

- 2 譲渡人は、前項の確認書を受領した場合においては、遅滞なく譲受人に確認書の写しを提出しなければならない。
- 3 譲受人は、前項の確認書の写しを受領後、完成払請求書1通を町に提出して完成払を請求するものとする。

(部分払)

第14条 部分払の請求にあたっては、譲渡人において町に既済部分検査申込書に工事記録等を添えて検査を申込みし、既済部分検査結果通知書を受領した後でなければ行うことはできない。

- 2 譲渡人は、前項の通知書を受領した場合においては、遅滞なく譲受人に通知書の写しを提出しなければならない。

3 譲受人は、前項の通知受理後、部分払請求書1通を町に提出して部分払を請求するものとする。なお、譲渡人の倒産等により、工事完成前に出来高部分を請求する場合においても当該請求書により請求するものとする。

(不正行為への措置)

第15条 譲渡人及び譲受人が町に提出した書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、町は、譲渡人及び譲受人の監督官庁その他関係機関に対してその事実を通報するものとする。

(様式類の整備)

第16条 本要領に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類等で、本要領に定めのないものは、譲受人において定めたものを使用することとする。

(地域建設業経営強化融資制度に伴う債権譲渡)

第17条 地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡の承諾をする場合には、県の規定に準ずるものとする。

別表(第6条第2項関係)

- ・長崎県建設工業協同組合
- ・長崎県財務規則第115条ただし書の知事が別に定める金融機関
- ・長崎県信用保証協会

付 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

建設工事債権譲渡取扱要領の概要

項目	工期途中における承諾申請	工事完成検査後の申請
1. 対象工事 (第2条)	1) 前金払なし、または前金支払済で出来高が前金払額以上の工事 2) 債務負担・繰越等工期が複数年等にわたるの場合 ○債務負担工事は、各年度の出来高予定額を対象。ただし、2年目以降は前年度出来高予定額以上かつ当該年度支払額以上の出来高が必要 ○前年度から繰り越された工事かつ年度内終了確実な工事 3) 町の役務保証が不要な工事 4) その他債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事	1) 完成検査に合格した工事 2) その他債権譲渡の承諾で不適当な事由がない工事
2. 債権譲渡の範囲 (第3条)	1) 出来形部分に相応する工事代金から、既支払額(前払金、部分払金)及び契約により発生する町の請求権に基づく金額(違約金等)を控除した額 2) 契約金額変更時においては、連動して増減 3) 債権譲渡の承諾は1契約(債務負担工事は、各年度の出来高予定額)につき1回限り	
3. 債権譲渡人 (第4条)	町と契約を締結した中小・中堅建設業者 ※ 中小建設業者とは、中小企業基本法にいう資本金3億円以下又は従業員300人以下の業者 中堅建設業者とは、明確な定義はないが事業協同組合等の組合員となることを認められた事業者	
4. 債権譲受人 (第5条)	1) 中小企業等協同組合法第3条に定める事業協同組合(事業協同組合連合会を含む。)であって、中小・中堅建設業者に資金の貸付事業を行う者 2) 長崎県財務規則第115条ただし書きの規定により知事が別に定める銀行その他の金融機関等及び信用保証協会	
5. 承諾依頼書類 (第6条第1項、2項)	1) 債権譲渡承諾依頼書 1通 2) 保険会社又は保証会社の承諾書1通(承諾が義務付けられている場合) 3) 債権譲渡契約証書の写し 1通 4) 下請保護の特約の写し 1通 (債権譲渡契約証書に下請保護特約なしの場合) ※ 建設工業協同組合以外の事業協同組合に債権譲渡する場合、1)～5)に追加 ○発行日から3カ月以内の印鑑証明書 1通(譲受人のみ、年度中1回) ○債権譲受人の法人登記簿の写し及び行っている事業に関する定款・規約等の写し	5) 下請負人等不存在確認書 1通 (下請負人がある場合は不要)
6. 依頼書提出期限 (第6条第3項)	事請負契約履行期間末日の2週間前まで	完成検査合格後
7. 下請保護 (第9条)(第12条)	債権譲渡契約証書内又は特約として「下請負人の保護」を明記する。 下請負人が存在する場合、融資実行の際に「支払状況・支払計画書」を譲受人に提出し、写しを町に提出する (下請セーフティネット事業活用の場合は町への提出は不要)	
8. 出来高確認 (第11条)	融資実行に際して町は出来高確認は行わない	完成検査合格済み
9. 融資実行の通知 (第12条)	融資実行報告書を契約担任者に提出	
10. 債権譲渡額の請求書類(第13、14条)	完成払 部分払	完成払請求書 1通 部分払請求書 1通(既済部分検査が必要)
11. その他 (第7条第5、6項)	○債権譲渡人は、債権譲渡承認後は、部分払を請求することはできない ○譲渡債権を第三者に譲渡する等債権の帰属、行使を害する行為を行ってはならない	